

令和 8 年 9 月 1 4 日
区 長 室 人 事 課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【早退、出退勤時刻の不正、出張旅費不正受給等】

1 発生年月日

令和 6 年 4 月から令和 7 年 9 月

2 被処分者

所属：区長室

役職：副参事

年齢：4 0 歳

※ 事案発生時の所属・役職は、福祉部・副参事

3 処分内容

停職 2 月

4 処分年月日

令和 8 年 9 月 11 日（金）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 9 月にかけて、無届の早退、出退勤時刻の不正処理、休暇の過少申告および出張旅費の不適正受給という複数の非違行為を繰り返した。